

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十四号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（支給の始期及び終期） 第十条（略） 2（略） 3 前二項の規定により難い特別の事情がある場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に支給の始期及び終期を定めることができる。</p>	<p>（支給の始期及び終期） 第十条（略） 2（略）</p>

附 則

この人事委員会規則は、令和二年四月一日から施行する。